

# 第四十三回 帝國議會 請願委員第一分科會議錄(速記)第二回

大正九年七月十九日午前十時五分開議  
出席委員左ノ如シ

高島七郎右衛門君

竹澤太一君

成田直一郎君

難波作之進君

淺賀長兵衛君

森實喜代太君

出席政府委員左ノ如シ

主査ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

津野田是重君

吉木陽君

川原茂輔君

下田尙武君

勘次君

本日ノ會議ニ上リタル請願

朝鮮ニ衆議院議員選舉法施行ノ件(文書表第一四四號)

孝道復興ニ關スル件(文書表第一六六號)

南北兩極探検調査ニ要スル經費ノ下附並飛行機及船舶貸與ノ件(文書表第一五六號)

小堀田神社創立ノ件(文書表第一八〇號)

巡查退隱料及遣族扶助料増額ノ件(文書表第一五三號)

小學校教員ニ被選舉權制限ニ關スル法令改正ノ件(文書表第一八四號)

御肖像並勅語、新聞、雜誌ニ奉掲方取締ノ件(文書表第一〇四號)

濱田港築港ノ件(文書表第一三九號)

陽曆勵行ノ件(文書表第九八號)

御肖像並勅語、新聞、雜誌ニ奉掲方取締ノ件(文書表第一五九號)

出席委員左ノ如シ

岡順次君

佐藤寅太郎君

宮崎友太郎君

木下十四三君

宮崎三之助君

加藤久米四郎君

鐸木三郎兵衛君

松下禎二君

金尾移嚴君

松井鉄夫君

根本正君

出席政府委員左ノ如シ

一 脇澤川河身改修ノ件(文書表第一八八號第十九〇號)  
一 大島港擴張ノ件(文書表第一九九號)  
一 木曾川架橋ノ件(文書表第二一九號)  
一 漢方醫藥研究保存ノ件(文書表第八七號第十五四號)  
一 函館區上水道工事費增加ニ依ル國庫補助ノ件(文書表第一五號)  
一 米穀ヲ原料トスル酒類釀造禁止ノ件(文書表第二號)  
一 所得稅法改正ノ件(文書表第六六號)  
一 荒地免租年限延長ノ件(文書表第七七號)  
一 自家用醬油製造稅納入方法ノ件(文書表第一一五號)  
一 明治三十四年法律第十二號麥酒稅法第一條第三項中ニ馬鈴薯並澱粉ヲ加フルノ件(文書表第一五七號)  
一 日用品販賣業者ノ營業稅撤廢ノ件(文書表第一七六號乃至第一七九號)  
一 稅種變更ニ關スル件(文書表第一八〇號)  
一 營業稅撤廢並改正ノ件(文書表第一八五號)  
一 煙草取扱所營造物買上ノ件(文書表第一九一號)  
一 輕油輸入關稅廢止ノ件(文書表第二二八號)  
一 本宿郵便局ニ電信電話架設ノ件(文書表第六號)  
一 入野村星賀ニ三等郵便局新設ノ件(文書表第八號)  
○ 主査(岡順次君) 是ヨリ開會致シマス、日程第一朝鮮ニ衆議院議員選舉法施行ノ件、是ハ紹介議員が出席居リマセヌカラ、後廻シニ致シマス、次ハ第二孝道復興ニ關スル件第百六十六號アリマス、紹介議員海江田準一郎君ニ御出ニナシテ居リマセヌカラ後廻シニ致シマス、日程第三南北兩極探検調査ニ要スル經費ノ下附並飛行機及船舶貸與ノ件ニ紹介議員ガ居リマセヌカラ後廻シニ致シマス、第四小堀田神社創立ノ件津野田君  
○ 津野田是重君 是ハ簡単ニ申上ゲマス、聖德太子ヲ神様トシテ、御祀リ申上ゲルト云フノデアリマス、聖德太子ノ御功德ハ最早喋々ヲ要シマセヌ、然ルニ佛ニハ佛様トシテセヌ、此小堀田ハ推古帝ノ皇居デアリマシテ、聖德太子ノ御薨去ニナシテ所デアリマス、此處ニ村社格ノ別格ニシテ御

三五 下分上山村ニ無集配郵便局設置ノ件(文書表第八四號)  
三六 神田村ニ郵便局新設ノ件(文書表第九六號)  
三七 大始良郵便局ニ集配事務復舊ノ件(文書表第一〇二號)  
三八 御所郵便局ニ電信電話架設並集配事務開始ノ件(文書表第一一六號)  
三九 伊保庄村ニ郵便局新設ノ件(文書表第一二二號)  
四〇 舟島村ニ郵便局新設ノ件(文書表第一三八號)  
四一 小倉村ニ郵便局新設ノ件(文書表第一四〇號)  
四二 郡郵便局ニ集配事務開始ノ件(文書表第一六〇號)  
四三 姉體村ニ郵便局新設ノ件(文書表第一六一號)  
四四 羽和泉村ニ郵便局新設ノ件(文書表第一六四號)  
四五 野手崎郵便局ニ電信電話事務開始ノ件(文書表第一八九號)  
四五 口内郵便局ニ電信電話事務開始ノ件(文書表第一六五號)  
四六 野手崎郵便局ニ電信電話事務開始ノ件(文書表第一八九號)  
四七 神領郵便局移轉ノ件(文書表第二二〇號、第二二一號)  
○ 主査(岡順次君) 是ヨリ開會致シマス、日程第一朝鮮ニ衆議院議員選舉法施行ノ件、是ハ紹介議員が出席居リマセヌカラ、後廻シニ致シマス、次ハ第二孝道復興ニ關スル件第百六十六號アリマス、紹介議員海江田準一郎君ニ御出ニナシテ居リマセヌカラ後廻シニ致シマス、日程第三南北兩極探検調査ニ要スル經費ノ下附並飛行機及船舶貸與ノ件ニ紹介議員ガ居リマセヌカラ後廻シニ致シマス、第四小堀田神社創立ノ件津野田君  
○ 津野田是重君 是ハ簡単ニ申上ゲマス、聖德太子ヲ神様トシテ、御祀リ申上ゲルト云フノデアリマス、聖德太子ノ御功德ハ最早喋々ヲ要シマセヌ、然ルニ佛ニハ佛様トシテセヌ、此小堀田ハ推古帝ノ皇居デアリマシテ、聖德太子ノ御薨去ニナシテ所デアリマス、此處ニ村社格ノ別格ニシテ御

祀シヤウト云フ考デアリマス、先ゾ村社格ノ神社ヲ造テ、神様トシテ太子ノ御功德ヲ記念シタイト云フノデアリマス、御採擇ヲ希望致シマス

○主査(岡順次君) 採擇スルニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ採擇スルコトニ決シマシタ、次十三號デアリマス、紹介議員中村喜平君ハ請暇ノ爲メ御出ニナリマセヌ、他ノ議員が代テ紹介致シマス、高島君

○高島七郎右衛門君 本請願ノ趣旨ハ、歐洲戰亂カラ

此方物價ハ非常ニ騰貴ヲ致シマシテ、中產階級以下ノ者殊ニ俸給衣食者ガ非常ニ困難ヲ致シマス、就中退隱料或ハ扶助料ヲ以テ生活シテ居ル巡査ノ如キモノハ、其受ケル金額が甚ダ僅カニ生活難ハ極度ニ達シテ居リマス、速ニ巡査ニ退隱料及遺族扶助料ノ給與額ヲ増額ノ件、第百五十五號デアリマス

○加藤久米四郎君 前々議會ニ於テモ採擇ニ決シテ居リ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 御異議ガナケレバ採擇スルコトニ致シマス、次ハ日程第六、小學校教員ニ被選舉權附與ノ件、第百六十九號紹介議員竹上藤次郎君——竹上君ハ御出ニナリマセヌカラ後廻シニ致シマス、次ハ日程第七請負業者被選舉權制限ニ關スル法令改正ノ件、第百八十四、紹介議員武内作平君——御見エニナリマセヌカラ後廻シニ致シマス、次ハ日程第八陽曆厲行ノ件、第九十八號デアリマス、紹介議員横山勝太郎君——是モ紹介議員ガ不參ノ爲メニ後廻シニ致シマス、次ハ日程第九御肖像並勅語新間雜誌ニ奉掲方取締ノ件、第百四號紹介議員山本藤助君——紹介議員ガ御出ニナリマセヌカラ是モ後廻シニ致シマス、次ハ日程第十濱田港築港ノ件、第百三十九號紹介議員島田俊雄君、紹介議員ガ御見エニナリマセヌカラ是モ後廻シニ致シマス、次ハ日程第十二膽澤川河身改修ノ件、第百八十八號第百九十號

涵養費、國庫支辨ノ件、第百五十九號紹介議員前田米藏君外五名——何方が御出席アリマセヌカ——是モ後廻シニ致シマス、次ハ日程第十一多摩川改修費、水源後廻シニ致シマス、次ハ日程第十一多摩川改修費、水源涵養費、國庫支辨ノ件、第百五十九號ノ件、是ハ紹介議員

○志賀和多利君 是ハ私ガ紹介致シマシタ、膽澤川ト申シマスノハ巖手縣膽澤郡ヲ貫流シマス川デ、流域十數方里ニ瓦ジテ居リマス、有名ナ巖手米ノ產地アリマス、是ハ舊幕時代ニハ仙臺六十五万石ノ費用ヲ以テ改修治水ヲシテ居ダノデアリマスガ、維新以來町村ノ負擔トナリマシテ、堤防工事ヲヤツテ居ダノデアリマス、連年ノ風水害デ堤防ヲ

缺潰シ、就中先頃選舉中ノ風水害ノ爲メニ七、八十万モ掛カル程ノ水害ヲ生ジタノデアリマス、此川ヲ改修致シマセケレバ、巖手米ハ失クナシテシマフ、已ムヲ得ズ國庫支辨デ川ノ根本的改修ヲシテ戴キタイト云フノガ請願ノ趣意デアリマスドウカ此趣意ヲ御汲取り下サイマシテ御採擇アラン

コトヲ希望致シマス

〔「採擇々々」ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ日程第十二膽澤川河身改修ノ件百八十八號百九十號ハ之ヲ一括シテ採擇スルコトニ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 御異議ガナケレバ採擇スルコトニ致シマス、次ハ日程第十三、大島港擴張ノ件、第百九十九號紹介議員森達三君

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○森達三君 一寸理由ヲ述ベマス、瀬戸内海ハ非常ニ漁業ガ盛デアリマス、大阪神戸、彼ノ方面ヘモ多クノ魚類ヲ持テ行クト云フコトハ皆サン御承知ノ通リノコト、存ジマス、ソレア香川縣ノ菅ノ岬ヨリ愛媛縣波止濱ニ至ル間ハ瀬戸内海デ一番廣イ海デゴザイマス此處デ漁業シテ居リマス

キニ、若シ暴風デモ起リマスト、一寸避難ヲスル所ガゴザイマセヌ、其沿岸ニ於テ漁業避難港ト云フヤウナモノ、設備モナケレバ、又適當ナ避難港モゴザイマセヌ、年々此處デ遭難難港ヲ造テ戴キタイ、本來大島港ハ少シ小サウゴザイマスガ

テヲ修築シテ戴イテ避難港ニシテ戴キクト云フノガ趣旨デゴザイマス、極ク簡単デアリマスガ、是レ以上ハ統計的ニ

數字ヲ申上ゲル外ゴザイマセヌガ、今日ハ細カイ數字ハ略シ

マスガ、大體ニ於テ右申上ダタヤウナ次第デアリマス、ドウゾ御審議ノ上、御採擇ヲ願ヒマス

〔「採擇々々」ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ日程第十三ハ採擇スルコトニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 御異議ガナケレバ採擇スルコトニ致シマス、次ハ日程第十四木曾川架橋ノ件、第二百十九號紹介議員山本清三郎君

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○山本清三郎君 愛知縣尾張國、大山町ト岐阜縣美濃シマス、次ハ日程第十一多摩川改修費、水源涵養費、國庫支辨ノ件、第百五十九號ノ件、是ハ紹介議員

○秋本喜七君 私ハ一寸御説明申上ダマスガ、本請願ノ趣意ハ文書表ニゴザイマス通りノ次第デアリマス、此多摩川ノ改修工事ハ目下著手中デゴザイマシテ、東京府ト神奈川縣トダノヲ負擔シテ居リマス、外ニ國庫ヨリモ總工費ノ二分ノ一ヲ補助セラレテ居リマスクレドモ、東京府及神奈川縣ハ年々水害ノ爲メニ非常ニ財政ガ困難致シマシテ、其殘餘ノ負擔ニ堪ヘマセヌノデアリマス、而シテ多摩川

國庫ノ支辨ニセラレタイト云フノデゴザイマスルカラドウカ御

中ノ一日ノ交通ハ、人員ガ三千六百三十二人、人力車ガ百三十七臺、荷馬車ガ百七十、自働車ガ十九臺モゴザイマシテ、非常ニ交通ガ輻輳シテ居リマス、一寸渡リマスニ一時間乃至二時間ハ待タネバナラヌト云フ状態デアリマスルカラ、是非架橋ヲ致シタイ、斯ウニ云フノデアリマスカラ、是非御採擇ヲ願ヒマス

〔「贊成」採擇ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 御異議ナケレバ採擇スルコトニ決シマス

〔「贊成」採擇ト呼フ者アリ〕

○志賀和多利君 第十五ハ私ノ紹介デアリマスガ、佐々木安五郎君カ澤來太郎君ガ説明スルト云フコトデアリマスカラ延期ヲ願ヒマス

〔「贊成」採擇ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) ソレデハ日程第十五條漢方醫藥研究保存ノ件ハ紹介者ノ御都合デ延期ノ申出ガアリマスカラ、是ハ延期スルコトニ致シマス、次ハ日程第十六函館區上水道工事費增加ニ依ル國庫補助ノ件、第百五十一號紹介議員佐々木平次郎君

〔「贊成」採擇ト呼フ者アリ〕

○佐々木平次郎君 本請願ノ要旨ハ文書表ニ記載ノ通りアリマス、既ニ去ル十二日ヲ以テ仙臺、横須賀、福岡、鹿兒島、山形、長崎、熊本、東京、奈良外一件ノ請願モ本分科會ニ於テ御採擇ニナシテ居リ去十六日ノ請願委員會ニ於テモ御採擇ニナシテ居リマス、ソレト同一ノ趣旨ノモノニアリマスルカラ、何卒御採擇アランコトヲ希望致シマス

〔「贊成」採擇ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ日程第十六ハ採擇スルコトニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」〕

○主査(岡順次君) 御異議ナケレバ採擇スルコトニ決シマス、次ハ日程第十一多摩川改修費、水源涵養費、國庫支辨ノ件、第百五十九號ノ件、是ハ紹介議員

○秋本喜七君 私ハ一寸御説明申上ダマスガ、本請願ノ趣意ハ文書表ニゴザイマス通りノ次第デアリマス、此多摩川

川ノ改修工事ハ目下著手中デゴザイマシテ、東京府ト神奈

川縣トダノヲ負擔シテ居リマス、外ニ國庫ヨリモ總

工費ノ二分ノ一ヲ補助セラレテ居リマスクレドモ、東京府

及神奈川縣ハ年々水害ノ爲メニ非常ニ財政ガ困難致シマシ

テ、其殘餘ノ負擔ニ堪ヘマセヌノデアリマス、而シテ多摩川

水流ノ大部分ハ東京市ノ飲料水ニナリマスル譯デ、最モ重

要ナル河川デゴザイマスル故ニ、ドウゾ此多摩川ノ改修費ヲ

唯一ノ渡船場デゴザイマシテ、大正八年中ニ於ケル晴雨時



以上ノ理由ニ依リマシテ此請願ニ採擇ヲ賜ハランコトヲ望ミマス  
○加藤久米四郎君 採擇ヲ希望致シマス  
○主査(岡順次君) 然ラバ日程第一二十三税種變更ニ關スル件ハ採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○主査(岡順次君) 然ラバ日程第二十五号、煙草取扱所營造物買上ノ件、第百八十五号、紹介議員井上君  
二十四、營業稅撤廢並改正ノ件、第百八十五号、紹介議員井上君  
員武内作平君外三名、御出席ガアリマセヌカラ後廻シト致シマス、次ハ日程第二十五号、煙草取扱所營造物買上ノ件、第九十一號、紹介議員井上君  
○加藤久米四郎君 紹介議員井上君が差支ノ爲メニ私ニ代々紹介シテ吳レト云フコトデゴザイマス、差支ゴザイマセヌカ  
○主査(岡順次君) 差支アリマセヌ  
○加藤久米四郎君 此請願ノ趣旨ハ是マデ廣島縣神石郡豊松村ニアリマシタ煙草取扱所ノ其建物ダ、其土地ノ私人ノ建設ニ係ルモノアリマシテ、貯借料ガ比較的多ク掛テ居ルト云フ譯アリマス、其費用ヲ村人が負擔スルコトハ誠ニ堪ヘ難イノデ、煙草ノ耕作ノ擴張ヲ圖シテ村民ノ負擔ヲ輕クスルト云フ爲メニ、其建物ヲ政府ニ於テ買收セラレタイ、斯ウ云フ趣意デゴザイマスカラ、御審議ノ上ニ御採擇アラムコトヲ希望致シマス  
○主査(岡順次君) 御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○主査(岡順次君) 御異議ナケレバ日程第一二十五煙草取扱所營造物買上ノ件ハ採擇スルコトニ決シマス、次ハ日程二十六輕油輸入關稅廢止ノ件、第二百二十八號デアリマス、紹介議員濱口吉兵衛君他五名  
○根本正君 本請願ハ千葉縣夷隅郡御宿町武田啓治郎外六名ノ請願デアリマシテ、此紹介議員濱口君ガ千葉縣ヲ代表シ、又是ハ福島縣ニモ關係スル問題デ、福島縣カラハ白井君、又茨城縣斯ウ云フ風ニ三縣ニ亘ツ居ル所ノ請願デアリマス、是ハ本書類ニモ記載シテアリマス通り、我國ノ漁業ノ發達ト云フモノハ非常ナモノデ、近來ハ石油發動機ヲ利用スルモノガ多イノデアリマス、然ルニ近頃ハ輕油ガ甚ダ高價ニシテ、中流以下ノ漁業者デハ一方ナラヌ苦痛デアリマスカラ、ドウカ漁業保護ノ爲メニ輕油輸入關稅ト云フモノヲ廢止シテ戴キタイ、斯ウ云フ所カラ千葉、茨城、福島が共同シテ出願シテ居リマスノデ、茨城縣カラ遠藤靖、野口政吉又福島縣カラ野崎才助杯ト云フ其道ノ人達ガ出願シテ居ルモノデアリマス、ドウカ御採擇アラムコトヲ望ミマス

○主査(岡順次君) 御異議ナシスル件ハ採擇ナレバ採擇ニ決シマス—  
○主査(岡順次君) 御異議ナシト呼フ者アリ  
○主査(岡順次君) 然ラバ日程第二十七ヨリ第四十七ニ至リマスルモノハ、郵便局ノ新設並ニ既設郵便局ニ集配、若クハ電信、電話、事務開始ノ件ノヤウナモノアリマス、之ヲ一括シテ附議致シタイト思ヒマスガ、如何デスカ  
〔「賛成々々」前例ガアリマスカラ左様願ヒマスト呼フ者アリ〕  
○主査(岡順次君) 然ラバ日程第二十七本宿郵便局ニ電信電話架設ノ件、是ヨリ日程第四十七神領郵便局移轉ノ件マデ、一括シテ議題、致シマス  
○加藤久米四郎君 二十七カラ四十七迄ハ其請願ノ趣旨ガ始シ同ジデゴザイマスカラ、一括シテ採擇セラレンコトヲ望ミマス  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○川原茂輔君 紹介議員ノ紹介ノ理由ハ御聽下サル方が適當ト思ヒマス、唯夕理由ニ於テ自然厚薄ガアルカモ知レマセヌガ、私ハ二十九ト三十ノ二ツヲ紹介シテ居リマスカラ、此二ツニ就テ如何ニモ必要巳ムヲ得サルコトヲ申上ダマスカラ、一ツ御聽ヲ願ヒマス是ハ佐賀縣…  
○主査(岡順次君) 一寸實ハ加藤君が發言ヲシテ居ラレマシテ先づ諸君ニ御相談シヤウト思テ居リマス、而シテ紹介議員ノ御方ハ御出席ニシテ居ル御方ダケ御辯明ヲ願フ、斯ウ云フコトニスル筈デ居リマス  
〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕  
○主査(岡順次君) ソレデハ日程第二十七本宿郵便局ニ電信電話架設ノ件、紹介議員ハ齊藤君アリマスガ御出席ニシテ居リマセヌ、次ハ日程第二十八箒津郵便局ニ集配並電話事務開始ノ件デアリマス、紹介者上埜君  
○上埜安太郎君 簡單ニ私ヨリ理由ヲ申上ダマスガ、此度終點ニシテ居ル所デアリマス、而シテ又此處ハ飛驒ト越中ノ境ニナシテ居リマシテ、貨物ガ非常ニ集散シテ參リマス、又一方飛驒ノ船津ニ於テ、三井ガ鎌山ヲ經營シテ居ル、其鎌山ハ餘程大キナ計畫デヤシテ居リマス、其處ノ物資ハ皆此處へ來ルノデス、左様ナ次第テ段々發展ヲシマシテ餘程此頃ハ村ト言ヒマス、ケレドモ殆ド町ニ近イ有様ニ實ハシテ居ル、自然其爲メニ通信ノ事務モ繁劇ニナシテ居リマスノデスガ、此處ハ現在集配ガ無イノデアリマス、ソレデ

ドウカ是非集配事務ヲ執ルコトニシテ欲シイ、又電話ノ事務モ開始シテ欲シイト云フノデ、其地方ノ町村長カラ請願ヲ出シタノアリマス、ドウカ採擇ニナシテ、成タケ早ク開始ノ事ヲ願ヒタイト思ヒマス、何分宜シク願ヒマス  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○主査(岡順次君) 次ハ日程第二十九入野村星賀ニ三等郵便局新設ノ件、第八號日程三十切木村ニ郵便局新設ノ件ニ一案ヲ附議致シマス、紹介議員川原君〇川原茂輔君 私ノ紹介シマシタハ二件デアリマス、一件ハ切木村ニ郵便局ヲ置イテ戴キタイト云フコト、一件ハ其隣村ノ入野村星賀ト云フ處ニ郵便局竝ニ電信ノ新設ヲ願ヒタク、此二件デアリマス、是ハ此處ニ出席ニナシテ居ル米田通信局長ガ九州遞信局長時代ニモ、此切木村ノ郵便局新設ニ對シテハ屢々請願モ致シ、實地ノ調査モセラレ、而シテ運バナイソコデ關係ノ人ニハ帝國議會ニ請願シタイト云フコトデ、茲ニ請願書ヲ出シタト云フ次第デアリマス、豊臣秀吉が朝鮮ノ征伐ヲシタ其時、其本營ヲ拠ヘマシタノガ、肥前ノ名護屋、是ハママ皆サン御記憶ニナルコトデ、其名護屋城ノ背面ニ當リマス、其名護屋城ノ背面ニ當リテ、而シテ北邊ノ交通ノ不便ナルコト、云フモノハ、實ニ言語道斷三人曳位ノ車デ、選舉ナドノ時ニ行キマスト、小學校生徒ナドハ業ヲ休ンデ人力ヲ見ルト云フヤウナ風ニ、非常ニ交通不便ナ處デアリマス、ソコデ切木ト云フ方ハ今ハ高串ト云フ郵便局カラ配達ヲシマスガ、前年行政整理ノ項經費節減ノ結果、今日ニ於テハ唐津ヨリ切木村ニ便郵ノ到著スルコトが遲イトキハ三日掛リマス、早クモ一日、是ハ此郵便ノ迂廻線ノラ是非切木村ニ郵便局ヲ設ケテ戴キタイ、サウ云フ不便ガアルカラ是ニ願シテ遞信局ハ實地調査モセラレタ處デアリマス、其次ノ入野村星賀ト云フ方ニ、郵便並ニ電信ヲ新設シテ戴キタイスウ云フコトハ近來星賀ト云フ地方ノ發展ガ非常ナモノデアリマス、是迄ハ伊萬里灣ニ入りマスル水道ガ、日比水道ト云フノガ一線、ソレカラ青島水道ト云フ此ニシテ水道ガアリマシテ、其日比水道ト云フ方ハ總テ此帆船ノ幅湊スル度終點ニシテ居ル所デアリマス、所ガ其潮流ノ關係及電信ノ關係ヨリ、佐賀縣ノ對岸ノ星賀ト云フ方ニ帆船ガ皆著ク、ソレガ今日ニ於キマシテ多キ時ハ百二十艘、少クトモ十艘二十艘、サウシテ是ガ何ヲスルカト云フト概ネ石炭ノ輸送ニ從事スル船舶デアリマス、星賀ニ船ヲ碇泊シ、長崎或ハ筑前若クハ唐津、平戸方面ニ電信ヲ掛けテ、當時ノ炭價ハ幾ラアルカ、石炭ノ買人ハナカ、賣物ハナカス、斯ウ云フコトデ、始終電話テ往復シテ其返信ヲ取テ進退ヲスル、其電



フ所ニ郵便局ガアツテ、柳井ト云フ所カラ其處へ持て行キ  
マシテ、伊保庄村ヲ通過シテ又後戻リテ來マヘ、阿月村  
ト云フ村ハ極く少サイ村アリマスケレドモ、郵便局ガアツテ、  
伊保庄村ハ阿月村ノ倍モアルノニ郵便局ガナヘ、非常ニ  
困テ居リマス、此邊ハ出稼人ガ殊ニ多イノデ朝鮮ノ如キヘ  
ハ大變行フテ成功者モアル、爲替トカ電信トカ云フモノガ非  
常ニ多イノデアリマス、ソレガ皆隣村カラ別配達スカラ其  
日ニ届カヌ、非常ニ不便ニ感ジマス、是非一ツ伊保庄村ヘ  
新設ヲ御願シタイト云フノデアリマス、ドウカ御採擇ヲ願ヒ  
マス

○主査(岡順次君) 次ハ舟島村ニ郵便局新設ノ件、紹  
介者根本君

○根本正君 本請願ハ茨城縣稻敷郡舟島村字掛馬鈴  
木彦太郎君ノ請願デアリマス、舟島村ハ戸數モ非常ニ多く  
数百デアリ、人口ハ二千五百人以上モザイマス、此地方  
ハ霞ヶ浦ニ接シテ居ル所ア、漁業ノ便ガアツテ、貯金爲替ト  
云フモノガ澤山アリマス、ケレドモ郵便局ト云フモノガ一里  
二里三里ト云フヤウナ遠方ニアテ、甚々不便デアルカラ、一  
日モ早ク郵便局ヲ設置ヲ願ヒタイト云フ請願デアリマス、  
特ニ政府委員御出席デアリマスカラ、終ニ御説明ヲ願テ  
置キタイノハ、此地方ノミナラズ、茨城縣ノ如キハ數箇所カラ  
郵便局設置ノ請願ガアツテ、既ニ色々御調ニナツテ居リマ  
スガ此請願郵便局デアリマス、若シ豫算が不足デムヅカシ  
イナラバ、切メテハ請願局デモシテ戴キタイ、斯ウ云フノガ此  
理由デアリマス、此請願局ハ最初二百五十圓納メレバ先づ  
早ク設置シテ下サルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、其二百  
五十圓ト云フモノガ此度物價騰貴ニ依ラテ値ガ上ルト云フ  
ヤウナ政府ノ御意見モアルカノヤウニ承ニテ居リマスガ、假令  
其備段ガ上ッテモ設置サヘスレバ、其金ハ願人ガ出スト云フ  
ノデアリマスガ、二百五十圓ト云フモノハ幾ラニナツテ、イツ  
頃カラ改正ニナルカ、其邊ヲ御豫定ガアリマスレバ、一應御  
説明ヲ戴イテ、サウシテ早ク設置スルコトヲ望シテ居ルノデ  
アリマス

○主査(岡順次君) 次ハ日程第四十一小食村ニ郵便局  
私設ノ件、紹介議員久下君

○久下豊忠君 此小倉村ハ院線ノ船戸停車場ノ在ル大  
村ニアリマス、然ルニ郵便電信局ノ在ル岩手川邊村トノ間  
ニハ急流ナル紀ノ川ト云フ大川ガアリマス、ソレガ一年ニ幾  
回トナク交通ガ杜絶致シマス、其紀ノ川ノ大川ニハ完全  
マス、是ハ多年ノ宿望デアリマスルデ、是非御採擇アランコ

トヨ希望致シマス

○主査(岡順次君) 日程第四十二郡郵便局ニ集配事  
務開始ノ件、紹介者若林君——御出デハアリマセヌカ——  
次ハ日程第四十三姉體村ニ郵便局新設ノ件、紹介者志  
賀和多利君

○志賀和多利君 是ハ私ガ紹介致シマシタノデ、膽澤郡  
姉體村ハ膽澤郡ノ首府アル水澤町ヨリ東ノ方ニアリマス  
大村デアリマス、近頃ハ會社其他ノ事業ガ開ケテ參リマシ  
テ、五六年前ニ縣道ガ出來、交通モ頻繁ニナツタノデアリマ  
ス、然ルニ郵便局ノ在ル水澤町迄ハ一里、遠イ所デニ三里位  
デアリマス、又川向フニ黒石局ト云フノガアリマスガ、其方モ  
二里乃至三里アリマス、殊ニ北上川ヲ渡テ行カケレバナ  
ラヌノデ非常ニ不便ニ感ジテ居リマス、此前ニ議會ニ棚瀬  
代議士ニ依ラテ請願セラレタノデアリマスガ、未ダ設置サレテ  
居リマセスカラ、是非ドウカ排ヘテ戴キタイト云フノデ、本請  
願ヲ提出スルニ至ダノデアリマス

○主査(岡順次君) 次ハ日程第四十四羽和泉村ニ郵便  
局新設ノ件、紹介者井上角五郎君

○加藤久米四郎君 紹介議員井上君ニ差支ガアリマシ  
テ、同君ノ依頼ニ依ラテ私カラ紹介ノ趣意ヲ申シマス、廣島  
縣御調郡羽和泉村ハ久井郵便局ノ管轄ニ屬シテ居リマス  
ルガ、其距離ガ遠クシテ村民ハ沟ニ不便ニ感ジテ居ルノデア  
リマス、ソレデドウカ速ニ右ノ村ヲ一區トシテ郵便局ヲ設置  
セラレタイト云フ趣旨デアリマス、ドウカ御採擇アランコトヲ  
希望シマス

○主査(岡順次君) 日程第四十五野手崎郵便局ニ  
電信電話事業開始ノ件、紹介議員志賀和多利君

○志賀和多利君 私ノ紹介シタノハ四十五、四十六同一  
地方ニ同所デアリマスカラ……

○主査(岡順次君) 然ラバ四十六口内郵便局ニ電信電  
話事業開始ノ件、是モ志賀君ノ紹介デアリマス

○志賀和多利君 同時ニ御説明申上ゲマス、江刺郡ハ東  
方ニ當シテ居リマシテ、山岳重疊ノ地方デアリマス、野手崎  
郵便局ノ在ル梁川村口内郵便局ノ在ル福岡村ハ鄰村ニ  
ナツテ居リマス、皆山岳地境シテ居リマス、其電燈會社ニ電話  
ル、從來郵便局ガアリマシタケレドモ、電信電話ガアリマセヌ  
ノデ、此地方ノ產業ノ開發上必要ヲ感ジテ居ルノデアリマ  
ス、所ガ北上川ノ對岸ニ和賀電燈會社ガアリマシテ、此梁  
川村福岡村ニ電燈ヲ點ケテ居リマス、其電燈會社ニ電話  
ガアリマスカラ、其電話ニ依ラテ緊要ナル用務ヲ辨ジテ居ル  
ヤウナ次第デ電燈會社モ非常ニ困リマスケレドモ、一般公  
衆ノ爲メニ已ム得ズ急速ノ場合ニ便宜ヲ許シテ居ルノデ  
アリマス、今日ハ郡道並ニ縣道ガ通ジテ交通ノ便ガ開ケタ

スカラ、是非一ツ電信電話ノ設備ヲシテ戴クヤウニシタイト  
云フ請願ノ趣意ヲ至極尤モト存ジテ紹介シタノデアリマ  
ス

○主査(岡順次君) 次ハ日程第四十七神領郵便局移  
轉ノ件、是ハ二百二十號ニ百二十一號トモ同ジデアリマ  
ス、此件は紹介者原田君ガ不在デアリマスカラ、私ヨリ簡単ニ御  
説明ヲ申上ゲタイト存シマス、ドウカ御許ヲ願ヒマス——是  
ハ紹介者原田君ガ不在デアリマスカラ、私ヨリ簡単ニ御  
説明ヲ申上ゲタイト存シマス、ドウカ御許ヲ願ヒマス——是  
ハ神領郵便局ノ既設ノ箇所ガ設置サレタ當時ニ於テハ、中  
央デアタノデアリマスガ、道路ノ完成並ニ事業ノ爲メニ其  
部落ノ發展ノ狀態ニ依リマシテ、今日ニ於テハ其位置が適  
當デナリ、偏在シテ居ルト云フコトニナツテ居リマス、之ヲ適  
當ナル所ニ移轉ヲシテ戴キタイト云フ請願デアリマス——是  
デ日程第二十七ヨリ四十七ニ至ル郵便局ニ關シマスル請  
願ハ一括シテ説明ガ終リマシタ、此際政府委員ノ御意見ヲ  
當ナル所ニ移轉ヲシテ戴キタイト云フ請願デアリマス——是  
方ヨリ維持費ヲ出しシマシタ時分ニハ、出來ル限リヤルト云フ  
方針ヲ採テヤツテ居リマス、併ナガラ是モ一般令達豫算ノ  
中デヤルノデアリマスカラ、無制限ニヤル譯ニ行キマセヌ、ソ  
レカラ維持費トシテ徵收スベキ額ハ大體何時頃カラ變ルカ  
ト云フ御尋デアリマスガ、是ハ既ニ給與令モ殖エテ居リマス  
ノデ、本年度カラ變ル、斯ウ云フコトニナツテ居リマス、ソレカラ  
全般ノ事項ニ就テハソレト大體ノ調査ハ致シテ來タノ  
デアリマスカ、何分文書表ヲ頂戴シテカラ日ガ餘リナインデ、  
詳シイ事ノ調査ヲスル餘地ガアリマセヌノデ、又隨テ之ヲ實  
際管轄シテ居ル地方遞信局長ノ意見ヲ徵スル餘地ガナイ  
ノデアリマス、是等ニ就キマシテハ更ニ意見ヲ徵シマシテ、慎  
重ニ審議ヲ遂ゲマシタ上デ、出來得ル限り御希望ニ副フベ  
ク處置致シタイト思ヒマス

○主査(岡順次君) 日程第二十七號ヨリ四十七ニ至ル  
諸請願ハ之ヲ一括シテ議題ニ附シタイト思ヒマス、御異議  
アリマセヌ

○主査(岡順次君) 御異議ガナケレバ採擇スルコトニ致  
シマス、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 後廻シニナツダ日程ハ審議ヲ繼續セ  
ラレテ、御紹介議員ガ御出ニナラナクテモ文書表ニ依ラテ大  
體分ルト思ヒマス

○主査(岡順次君) 今實ハ御相談申上ゲタイト思ヒテ居

タノデアリマス、日程一及ビ十五朝鮮ニ衆議院議員選舉法施行ノ件ト、漢方醫藥研究保存ノ件、是ハ共ニ紹介議員ヨリ延期ノ申出ガアリマスガ、其他通知ナクシテ紹介議員ノ出席ナキモノニ就テハ今日決定ナサレマセウカ、如何デセウカ

○加藤久米四郎君

サウ願ヒタイト思ヒマス

○主査(岡順次君) 然ラバ通知ナクシテ出席ナキモノニ就テモ今日決定スルコトニ致シマス、如何デスカ

〔延バシタラ如何デス」ト呼フ者アリ〕

○加藤久米四郎君 未了ニ終リマスルト請願者ニ氣ノ毒デアリマス、相當ニ手續ヲ取シテ御出ニナラナイノハ、何所迄モ對酌スル必要ガアリマセウ

○清水市太郎君 此請願ト云フモノハ大體御承知ノ通り、紹介議員必ズ之ヲ説明ヲセヌデモ、一見明瞭ナモノハ各委員諸君ニ於テ採擇不採擇ト決スベキモノハ決シタ例ガアル、必要アルトキハ紹介議員ガ出テ説明スルノ例デアリ

マス、一度紹介議員ヲ呼出しシタラドウダト云フノデ、呼出スコトニナシテ居リマスガ、慣例ハ様ニナシテ居リマスガ、紹介議員ノ説明ヲ俟タズシテ明瞭ナルモノハ委員會ノ考ニ依テ採擇又ハ不採擇ト御決定ニナル方ガ、請願ノ件ヲ整理スル上ニ於テ、請願ノ目的ヲ達スルノデハナイカト思ヒマス、一寸意見ダケ申上げテ置キマス

○主査(岡順次君) 然ラバ斯ウシテハドウデセウカ、日程第一ト十五ハ紹介議員ノ希望ニ依シテ後廻シニシテ其他ハ残シテ居ル方ダク議題トシテ進行ヲ致シマス、サウシテ採擇、不採擇、或ハ参考送付、或ハ延期ニ致シマセウ、日程第六〇竹上藤次郎君 私ノ紹介シマシタノハ被選舉權附與ノ件デアリマスガ、衆議院議員選舉法第十三條ハ神官僧侶並ニ小學校教員ニ被選舉權ヲ附與シナイト云フ規定デアリマス、之ハ既ニ御承知ノ事デアリマスガ、此制限ヲ設ケルコトハ此當時ニ於キマシテ、若シ小學校教員ニ被選舉權ヲ附與シマスルナラバ、其教員ガ選舉場裡ニ立タル時ニ、學童ヲ通ジテ其父兄ニ運動スル、其所ニ色ヒナ情實ガ出来テ、神聖ナル選舉ヲ汚スモノアルト云フ趣旨カラシテ、第十三條ノ規定ガ出來タヤウニ私ハ信スルノデアリマス、併ナ國民ニ普及サレテ居リマスル場合ニ於テ、決シテ私ノ述べマスルヤウナ弊害ハナイト私ハ確信スルノデアリマス、故ニ斯様ナル規定ハ削除サレマシタ方ガ適當デナイカト信ズルノデ

アリマス、尙ホ且ツ國民トシマシテ政治上ニ參與スルコトガ出来ナイト云フノハ、一種ノ政治的不具者デアリマス、故ニ小學校教員ニナラウト致シマシテモ、サウ云フ政治上ノ不具者ニナルコトヲ厭フ人達ガ、此頃往々出來マシテ、小學校教員ノ正教員ニ不足ラシテ居リマスノモ、一ツハ是ガ原因デアル、又立派ナ人々が小學校教員ニナライト云フ傾向ガアルノデアリマス、此事ハ我國小學校教員ノ全般ノ聲デアリマスルノデ、ドウカ此政治上ノ不具者ニ對シマシテ、被選舉權ヲ附與サレルコトヲ希望致シマス、小學校教員一同ニ代リマシテ御願スル次第デアリマス、ドウカ速ニ御採擇アランコトヲ希望シマス

○根本正君 私ハ本案ニ賛成スルモノデアリマスガ、是ハ既ニ教育會、帝國教育會或ハ其他聯合教育會ニ對シテ問題ガ出マシタ、英米其他ノ先進國ニ於テモ皆選舉權ヲ有シテ居リマス、日本ニ於キマシテノミ小學校教員ニ被選舉權ヲ與ヘナイト云フコトハ、誠ニ人民ノ選舉ハ公平デアルベキノニ、甚ダ缺クル所ノモノデアリテ、殊ニ教員ハ單リ小學校教員ニ被選舉權ニ與ヘナハイ、中學校教員、大學ノ教員、此大學中學ノ教員ニ與ヘテ、單リ小學校教員ニ與ヘナイト云フノハ、論理上カラ言シテモ不都合デ、斯ノ如キハ速ニ採擇ニナシテ之ヲ實行セラレントヲ希望スルノデアリマス、ドウカ御採擇アランコトヲ望ミマス

○主査(岡順次君) 採擇ト呼フ者アリ

○主査(岡順次君) 採擇ニ御異議ガアリマセヌカ

○主査(岡順次君) 「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○主査(岡順次君) 然ラバ日程第六小學校教員ニ被選舉權附與ノ件ハ採擇スルコトニ決シマシタ、次ハ日程第九荒地免租年限延長ノ件、文書表第七十七號、紹介議員下田勘次君

○主査(岡順次君) 然ラバ御異議ナイヤウデスカラ採擇スルコトニ決シマス、日程第三南北兩極探検調査ニ要スル經費ノ下附並ニ飛行機及船舶貸與ノ件、第百五十六號紹介議員田中隆三君

○主査(岡順次君) 然ラバ御異議ナヤウデスカラ採擇スルコトニ決シマス、日程第三南北兩極探検調査ニ要スル經費ノ下附並ニ飛行機及船舶貸與ノ件、第百五十六號紹介議員田中隆三君

○主査(岡順次君) 然ラバ御異議ナヤウデスカラ採擇スルコトニ決シマス、日程第三南北兩極探検調査ニ要スル經費ノ下附並ニ飛行機及船舶貸與ノ件、第百五十六號紹介議員田中隆三君

○主査(岡順次君) 然ラバ御異議ナヤウデスカラ採擇スルコトニ決シマス、日程第三南北兩極探検調査ニ要スル經費ノ下附並ニ飛行機及船舶貸與ノ件、第百五十六號紹介議員田中隆三君

○主査(岡順次君) 然ラバ御異議ナヤウデスカラ採擇スルコトニ決シマス、日程第三南北兩極探検調査ニ要スル經費ノ下附並ニ飛行機及船舶貸與ノ件、第百五十六號紹介議員田中隆三君

○主査(岡順次君) 然ラバ御異議ナヤウデスカラ採擇スルコトニ決シマス、日程第三南北兩極探査ニ要スル經費ノ下附並ニ飛行機及船舶貸與ノ件、第百五十六號紹介議員田中隆三君

ソレマデ延期スルコトニシタラ如何デスカ

○主査(岡順次君) 分科會子濟マヌノニ請願總會ニ出ス  
譯ニハ行キマセバ

○浅賀長兵衛君 此間總會ノ方ニ議タ例ガアリマス、確  
カ湯本温泉保護ノ件ガサウデシタ

○主査(岡順次君) 湯本温泉ノ件ハ分科會ニ於テ決定シテ、サウシテ總會ニ内務當局ノ出席ヲ願フテ意見ヲ聽キタ  
イスウニコトナツテ居リマスノデ、何等カ此處ニ決定セズ  
ニ其儘置クト云フコトハ出來マセバ——難波君ノ御意見ハ

分科會ノ参考トシテ送ルヤウデスガ……

〔委員會ノ参考トシテ總會ノ方ニ送リタイ」ト呼フ  
者アリ〕

○難波作之進君 是ハ分科會ニ於テ尙研究スル餘地ガ  
アルカラ留メテ置キタイト思ヒマス

○主査(岡順次君) 難波君ノ御意見ニ御異議アリマセバ  
カ

○加藤久米四郎君 參考ノ爲メニ政府ニ送致セラレテハ  
如何デスカ、私ハ左様ニ希望致シマス

○主査(岡順次君) 政府ヘ参考送付ト云フコトニスルノ  
デスカ、然ラバ唯令難波君ヨリハ委員會參考トシテ尙ホ研  
究ノ餘地アリト云フ意見デ、加藤君ハ政府ヘ参考送付スル  
ト云フ御意見デアリマスカ、加藤君ノ御意見ニハ賛成者ガ  
アリマス、先ヅ是ハ加藤君ノ御意見カラ採決致シマス、加藤  
君ニ賛成ノ方ハ舉手ヲ願ヒマス

〔参考送付ヲ可トスル者舉手〕

○主査(岡順次君) 多數アリマス、然ラバ是ハ政府ヘ參  
考トシテ送付スルコトニ決シマス、次ハ日程第八陽曆勵行  
ノ件、是ハ紹介者ハ横山勝太郎君

○加藤久米四郎君 採擇ヲ希望致シマス

○主査(岡順次君) 然ラバ日程第八、陽曆勵行ノ件ハ採  
擇ノ外御意見ハアリマセバカ、採擇ニ御異議アリマセバカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ採擇ニ決シマス、次ハ日程第  
九御肖像並勅語新聞雜誌ニ奉掲方取締ノ件

○難波作之進君 是ハ提出者ト同感アリマスカラ、採  
擇ヲ希望致シマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ採擇ニ決シマス、次ハ日程第  
九御肖像並勅語新聞雜誌ニ奉掲方取締ノ件

○十濱田港築港ノ件紹介者島田君 採擇ヲ希望致シマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ採擇ニ決シマス、次ハ日程第  
九御肖像並勅語新聞雜誌ニ奉掲方取締ノ件

○加藤久米四郎君 採擇ヲ希望致シマス

○主査(岡順次君) 採擇ニ御異議アリマセバカ

〔「異議ナシト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 日程第十濱田港築港ノ件ハ採擇ニ  
決シマス、第十八所得稅法改正ノ件紹介者磯貝浩君

○加藤久米四郎君 所得稅法ハ既ニ院議モ決定シテ居  
ル今日デアリマスカラ、採擇セラレンコトヲ希望致シマス

○清水市太郎君 院議モ決定ニナツテ居リマスカラ、私ハ  
不採擇ニ願ヒタイ、院議モ修正シテ居リ、反對ノ意見ヲ有シ  
テ居ル、紹介議員ノ説明ヲ聽イテカラ……

○淺賀長兵衛君 私ハ採擇セラレンコトヲ希望致シマス、  
是ハ財政經濟調査會ノ審議ヲ以テカラニ決メルコトデ、紹  
介議員ニ於テモ矢張其趣旨デアル、此要旨ハ正當ナリト認  
メマス

○主査(岡順次君) 諸君ヘ御協議致シマス、是ハ次會迄  
後廻シニシタイ、紹介議員ノ磯貝君が出席シテ居リマセバ  
カラ

○主査(岡順次君) 諸君ヘ御協議致シマス、是ハ次會迄  
後廻シニシタイ、紹介議員ノ磯貝君が出席シテ居リマセバ  
カラ

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ是ハ後廻シニ致シマシテ、次ハ  
日程第二十二日用品販賣業者ノ營業稅撤廢ノ件、紹介  
議員鳩山一郎君

○加藤久米四郎君 採擇ヲ希望致シマス

○清水市太郎君 營業稅撤廢ト云フコトハ大分前ニモ  
アッテ行ハレヌコトデアッタデス、之ハモウ少シ紹介議員ノ意  
見ヲ聽イテカラニシタイ

○主査(岡順次君) 是ハ如何デス、唯今ノ所得稅法ノ改  
正ノ件ノ如ク、此日用品販賣業者ノ營業稅撤廢ノ件、並第  
二十四營業稅撤廢並改正ノ件ハ延期スルコトニ致シタイ、  
如何デス

○主査(岡順次君) 是ハ如何デス、唯今ノ所得稅法ノ改  
正ノ件ノ如ク、此日用品販賣業者ノ營業稅撤廢ノ件、並第  
二十四營業稅撤廢並改正ノ件ハ延期スルコトニ致シタイ、  
如何デス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○主査(岡順次君) 然ラバ延期スルコトニ致シマス、本日  
ハ是デ散會致シマス

午前十一時四十八分散會